

証券コード 7185
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目3番19号
MGビルディング
ヒロセ通商株式会社
取締役社長 野市 裕作

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
(<https://hirose-fx.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪府大阪市中央区南船場4-1-3
W大阪2階 GREAT ROOM(グレートルーム)
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・ 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。**

**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続、米国の通商政策の動向、中東・ウクライナ・中国等における地政学リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした環境のもと、当社グループの関連する金融商品取引市場におきましては、米国の相互関税公表や米中貿易摩擦への懸念などから、一時1ドル=139円台まで円高が進行しました。その後は、米中関税交渉の進展、日本の財政拡張懸念、中東情勢の悪化による有事のドル買いなどを背景にドル高・円安基調で推移し、158円台で期末を迎えました。

このような状況の中、当社グループは、顧客のFX取引の活性化を目的として、2025年4月にトルコリラ/円のスプレッド縮小を行いました。さらに、昨今の安全資産の関心の高まりを見込み「LION CFD」で純金現物プレゼントキャンペーンの開始、食品キャンペーンに目玉商品として冷凍庫プレゼントの追加、「LION FX」で特定の通貨ペア取引で上乘せされる多彩な食品プレゼントの拡充、新規口座開設キャッシュバックキャンペーンなど、既存顧客・新規顧客双方の取引意欲が向上するような魅力的な各種施策にも努めました。他にも、「LIONチャートPlus+」にリアルタイムでのボラティリティと、当社内のポジション比率を把握できる機能を追加し、視覚的に他のトレーダーと比較確認できる環境の整備、「LION FX C2」にスワップシミュレーション機能、日々の収益をカレンダー形式で確認できる機能、ローソク足の値幅や本数が簡単に分かる計測ツールなどを追加し、顧客ニーズの実現に取り組みました。

上記のような取り組みを行った結果、当社グループの顧客口座数は450,713口座（前期比18.9%減）、外国為替受入証拠金は88,359,873千円（同14.4%増）となりました。また、年間の外国為替取引高は12兆2,214億通貨（同8.4%増）となりました。なお、顧客口座数については、HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY LimitedのLION Traderサービス、HIROSE FINANCIAL UK LTD.、Hirose Financial MY Limited及びHirose Solutions LimitedのMT4サービスの終了により、前期比で減少しておりますが、本サービス終了による連結業績に与える影響は軽微であります。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は10,490,573千円（前期比2.8%増）、純営業収益は10,426,244千円（同2.8%増）、営業利益は3,039,988千円（同0.8%減）、経常利益は3,073,938千円（同0.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,060,639千円（同7.6%減）となりました。

なお、CFDにおける顧客口座数、受入証拠金及び取引高については、現時点では外国為替取引の顧客口座数、受入証拠金及び取引高と比べ重要性が小さいため記載を省略しております。

また、当社グループの事業セグメントは、金融商品取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載しておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額46,033千円であり、その主要なものは、顧客の利便性向上のためのシステム開発費用等であります。

その内訳は、次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| ソフトウェア取得 | 20,198 千円 |
| 器具備品取得   | 17,389 千円 |
| 車両運搬具取得  | 8,445 千円  |

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容を対処すべき課題にとらえ、対応に取り組んでまいります。

### ① 顧客ニーズの実現

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性の向上、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益向上に繋がる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等、顧客ニーズを素早く把握するとともに、これらの施策を早いサイクルで実現するための社内関係部門との連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後も、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

## ② 取引システムの安定稼働

当社グループの主要な事業である金融商品取引事業は、100%オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の強化にも努めてまいります。

## ③ ブランディング力の強化

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、ブランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、顧客ニーズを反映した取引アプリケーションの改善、スプレッド等の取引条件の最適化、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの地位を明確化し、マス広告やWeb広告等を用いて認知度向上に努めてまいります。

## ④ 収益源の多様化

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引事業に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトトラベルサービスの提供、カウンターパーティとしてカバー取引を行うなど国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、店頭証券CFD取引や店頭商品CFD取引など外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービス提供にも取り組んでまいります。

## ⑤ 海外事業の拡大

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、海外において事業を拡大することが、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、英国の連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.、マレーシアの連結子会社Hirose Financial MY Limitedに加え、2023年9月にアンティグア・バーブーダにHirose Solutions Limitedを設立しました。国内の外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウを強みとし、各国の慣習や海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

#### ⑥ 優秀な人材の確保と育成

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るためには、金融商品取引業者の社員として、適切な知識、認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用・育成を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

#### ⑦ コンプライアンス体制の確立

当社グループの取り扱う金融商品取引は、「金融商品取引法」、「商品先物取引法」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンスマニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。更に、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 20 期<br>(2023年3月期) | 第 21 期<br>(2024年3月期) | 第 22 期<br>(2025年3月期) | 第 23 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 営 業 収 益                 | 10,318,279 千円        | 10,713,360 千円        | 10,203,549 千円        | 10,490,573 千円                     |
| 経 常 利 益                 | 3,585,491 千円         | 4,255,002 千円         | 3,070,411 千円         | 3,073,938 千円                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 2,407,574 千円         | 2,925,446 千円         | 2,229,517 千円         | 2,060,639 千円                      |
| 1 株当たり当期純利益             | 380.17 円             | 480.29 円             | 365.95 円             | 336.04 円                          |
| 総 資 産                   | 103,724,771 千円       | 119,070,342 千円       | 117,622,676 千円       | 136,663,418 千円                    |
| 純 資 産                   | 15,217,884 千円        | 17,506,060 千円        | 19,766,605 千円        | 21,722,227 千円                     |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。  
 2 第21期の総資産、純資産には、子会社HIROSE CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED及びHirose Solutions Limitedを連結しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分         | 第 20 期<br>(2023年3月期) | 第 21 期<br>(2024年3月期) | 第 22 期<br>(2025年3月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(2026年3月期) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 営 業 収 益     | 8,885,152 千円         | 9,328,092 千円         | 8,657,552 千円         | 9,081,216 千円                    |
| 経 常 利 益     | 3,089,579 千円         | 3,782,524 千円         | 2,587,822 千円         | 2,771,051 千円                    |
| 当 期 純 利 益   | 1,844,729 千円         | 2,433,193 千円         | 1,735,724 千円         | 1,743,441 千円                    |
| 1 株当たり当期純利益 | 291.29 円             | 399.48 円             | 284.90 円             | 284.32 円                        |
| 総 資 産       | 91,474,995 千円        | 104,444,908 千円       | 102,115,627 千円       | 118,665,221 千円                  |
| 純 資 産       | 13,292,368 千円        | 14,973,259 千円        | 16,727,255 千円        | 18,293,439 千円                   |

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                                       | 資本金                  | 出資比率               | 主要な事業内容     |
|-------------------------------------------|----------------------|--------------------|-------------|
| J F X 株式会社                                | 498,500千円            | 100.0%             | 金融商品取引業     |
| HIROSE FINANCIAL UK LTD.                  | 6,317千ポンド            | 100.0%             | 金融商品取引業     |
| HIROSE TRADING HK LIMITED                 | 11,500千香港ドル          | 100.0%<br>(100.0%) | 出版事業        |
| Hirose Financial MY Limited               | 3,000千USドル           | 100.0%             | 金融商品取引業     |
| HIROSE FINANCIAL LIMITED                  | 13,700千香港ドル          | 100.0%             | 取引システムの提供   |
| HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.         | 920千マレーシア<br>リンギット   | 100.0%             | コールセンター業務受託 |
| HIROSE CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED | 2,395,000千<br>ベトナムドン | 100.0%             | 市場調査        |
| Hirose Solutions Limited                  | 1,150千USドル           | 100.0%             | 金融商品取引業     |

(注) 1 HIROSE TRADING HK LIMITEDの株式は、JFX株式会社を通じての間接所有となっております。

2 出資比率欄の( )内はJFX株式会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3 当社は、2025年1月15日開催の取締役会において、HIROSE TRADING HK LIMITEDを解散及び清算することを決議し、現在清算手続中であります。

4 当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、HIROSE FINANCIAL LIMITEDを解散及び清算することを決議し、現在清算手続中であります。

5 LION PAYMENT UK LTD.は、2026年2月3日をもって清算終了いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、外国為替証拠金取引等の金融商品取引業であります。

(8) 企業集団の主要な拠点

① 当 社

本 社：大阪市西区新町一丁目3番19号MGビルディング

② 子会社

JFX株式会社（本社：東京都中央区）

HIROSE FINANCIAL UK LTD.（本社：英国）

HIROSE TRADING HK LIMITED（本社：中国）

Hirose Financial MY Limited（本社：マレーシア）

HIROSE FINANCIAL LIMITED（本社：中国）

HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.（本社：マレーシア）

HIROSE CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED（本社：ベトナム）

Hirose Solutions Limited（本社：アンティグア・バーブーダ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 93 名    | 6 名増        |

(注) 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 67 名    | —           | 37.7 歳  | 7.80 年      |

(注) 1 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、他社への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

2 平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

(10)主要な借入先

| 借入先         | 借入額          |
|-------------|--------------|
| 株式会社みなと銀行   | 2,000,000 千円 |
| 株式会社SBI新生銀行 | 1,500,000 千円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 1,000,000 千円 |
| 株式会社高知銀行    | 800,000 千円   |
| 株式会社山陰合同銀行  | 500,000 千円   |
| 株式会社三十三銀行   | 500,000 千円   |

(注) 2026年3月末現在の借入残高が、5億円以上の金融機関を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,124,000株  
 (2) 発行済株式の総数 6,153,231株 (自己株式730,269株を除く。)  
 (3) 株主数 23,791名  
 (4) 大株主

| 株主名                                  | 持株数      | 持株比率  |
|--------------------------------------|----------|-------|
| 友延雅昭                                 | 527,200株 | 8.56% |
| 渋谷誠一                                 | 430,000  | 6.98  |
| 石原愛                                  | 409,000  | 6.64  |
| 松井隆司                                 | 361,800  | 5.87  |
| 野市裕作                                 | 359,000  | 5.83  |
| 衣川貴裕                                 | 329,000  | 5.34  |
| 松田弥                                  | 216,800  | 3.52  |
| 村井昌江                                 | 150,800  | 2.45  |
| Maicos International Company Limited | 93,600   | 1.52  |
| 森本和弥                                 | 66,000   | 1.07  |

(注) 当社は、自己株式730,269株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区分                          | 株式数     | 交付対象者数 |
|-----------------------------|---------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） | 68,000株 | 5名     |

### (6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が25,000株、資本金が21,062千円、資本準備金が21,062千円増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
  
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
  
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

| 地 位                  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                              |
|----------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 野 市 裕 作 | HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役                                                                                             |
| 専 務 取 締 役            | 衣 川 貴 裕 | 内部管理部長<br>JFX株式会社 取締役<br>HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役<br>Hirose Financial MY Limited 取締役<br>HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役 |
| 常 務 取 締 役            | 友 延 雅 昭 | 業務本部長兼広報部長<br>HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役<br>Hirose Financial MY Limited 取締役                                             |
| 取 締 役                | 石 原 愛   | 業務部長                                                                                                                      |
| 取 締 役                | 松 井 隆 司 | マーケティング部長                                                                                                                 |
| 取 締 役                | 美濃出 真 吾 | 管理部長<br>JFX株式会社 取締役                                                                                                       |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 丸 茂 英 雄 | 神戸伊藤町法律事務所 共同代表弁護士                                                                                                        |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 津 田 和 義 | 津田和義公認会計士・税理士事務所 代表<br>株式会社ブレイントラスト 代表取締役<br>株式会社中山製鋼所 社外取締役(監査等委員)<br>株式会社JSH 社外取締役<br>大阪マツダ販売株式会社 社外取締役                 |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 藪 内 正 樹 | オーロラ法律事務所 弁護士                                                                                                             |

- (注) 1 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 2 取締役(監査等委員)丸茂英雄氏、取締役(監査等委員)津田和義氏及び取締役(監査等委員)藪内正樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員)津田和義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 取締役(監査等委員)丸茂英雄氏及び取締役(監査等委員)藪内正樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 取締役(監査等委員)丸茂英雄氏、取締役(監査等委員)津田和義氏及び取締役(監査等委員)藪内正樹氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。
- 6 専務取締役衣川貴裕氏は、LION PAYMENT UK LTD.の取締役を兼職しておりましたが、2026年2月3日付で同社が清算終了したことに伴い、取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する、①役員、②管理職従業員、③役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメントなどの雇用に関する不当な行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員（上記①～③の配偶者または法定相続人を含みます。ただし、役員および保険対象従業員が行った不当な行為に起因するものに限り、）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、当社は2024年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、2024年7月12日開催の取締役会において、譲渡制限付株式を含めた一部改定を行っております。その内容は下記のとおり定めております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう業績に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、固定報酬及び個人目標報酬により構成し、監査等委員である取締役の基本報酬は、固定報酬のみで構成する。

固定報酬は、役位、在任年数、職務を基準として年額を決定し、その12分の1を月額とする。

取締役社長を除く取締役の個人目標報酬は、自己評価及び取締役社長の評価により定められた評価に基づき、役員報酬規程で定める係数にあてはめて算出した係数を取締役各人の固定報酬に乗じた額の12分の1を月額とする。取締役社長の個人目標報酬は、役員報酬規程で定める算式をあてはめて算出した係数を取締役社長の固定報酬に乗じた額の12分の1を月額とする。個人目標報酬がマイナスとなる場合には、当該マイナス額を当該取締役各人の業績連動報酬を減額する。ただし、当該取締役各人の業績連動報酬額を超える減額はしないものとする。

基本報酬は暦月計算とし、月例報酬として支給する。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬に係る指標は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、連結経常利益とする。

取締役各人の業績連動報酬は、連結経常利益に役員報酬規程で定める算式をあてはめて算出した係数を上限とし、その範囲内の係数を取締役各人の固定報酬月額を乗じた額の12分の1を月額とする。

業績連動報酬は暦月計算とし、月例報酬として支給する。

4. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

譲渡制限付株式報酬は、株主総会において決議された限度額及び上限割当数の範囲内で各事業年度につき1回、一定の時期に支給する。個人別の報酬等の額については、取締役各人の役位、職務等を総合的に勘案し決定する。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績に応じて変動する仕組みとしており、業績の向上により、業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会決議に基づき取締役社長へ一任することとし、その権限の内容は、取締役各人の基本報酬の額、業績連動報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の額とする。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で監査等委員会にて協議のうえ決定する。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、取締役会が「役員報酬規程」に基づき検討を行った結果、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断いたしました。

② 取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2024年6月27日開催の第21期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権として年額500百万円以内、株式の上限を年68,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

| 役員区分                        | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |          |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|----------------|
|                             |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)           | 749,472            | 258,360            | 198,960  | 292,152  | 6名             |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 15,600<br>(15,600) | 15,600<br>(15,600) | —<br>(—) | —<br>(—) | 3名<br>(3名)     |
| 合計                          | 765,072            | 273,960            | 198,960  | 292,152  | 9名             |

- (注) 1 業績連動報酬に係る指標は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、連結経常利益としております。  
 なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1.(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
- 2 業績連動報酬等の額の算定方法は、4.(4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。
- 3 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の交付状況は「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
- 4 取締役会は、取締役社長野市裕作氏に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。
- 5 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 丸茂英雄

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
神戸伊藤町法律事務所の共同代表弁護士として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した取締役会19回のうち19回及び監査等委員会19回のうち19回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ニ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
弁護士としての金融法務に関する専門的見地を活かし、当社において、主に業務執行に関する監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度に開催した取締役会や監査等委員会において適切で様々な助言・提言を行っております。

② 取締役（監査等委員） 津田和義

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
津田和義公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社ブレイントラストの代表取締役を兼任しておりますが、両社と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
株式会社中山製鋼所の社外取締役（監査等委員）、株式会社JSH及び大阪マツダ販売株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当該法人と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した取締役会19回のうち19回及び監査等委員会19回のうち19回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

- ニ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的見地を活かし、当社において、主に会計及び内部統制全般に対する監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度に開催した取締役会や監査等委員会において適切で様々な助言・提言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 藪内正樹

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
オーロラ法律事務所の弁護士として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した取締役会19回のうち18回及び監査等委員会19回のうち18回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ニ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
弁護士としての金融法務に関する専門的見地を活かし、当社において、主に業務執行に関する監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度に開催した取締役会や監査等委員会において適切で様々な助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支払額      |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 31,250千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,960千円 |

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合

的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり39円とさせていただきます。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	136,156,972	流動負債	114,116,045
現金及び預金	12,474,113	トレーディング商品	6,103,529
預託金	90,623,094	デリバティブ取引	6,103,529
顧客分別金信託	455,000	約定見返勘定	75,282
顧客区分管理信託	88,430,110	受入保証金	89,209,667
その他の預託金	1,737,984	外国為替受入証拠金	88,359,873
トレーディング商品	16,321,669	その他の受入保証金	849,793
デリバティブ取引	16,321,669	短期借入金	7,100,000
約定見返勘定	43,056	未払金	762,512
短期差入保証金	13,982,670	未払費用	10,200,109
外国為替差入証拠金	13,761,904	外国為替取引未払費用	10,142,406
その他の差入保証金	220,766	その他の未払費用	57,702
貯蔵品	60,411	未払法人税等	483,366
未収入金	36,438	賞与引当金	90,112
未収収益	2,061,983	その他	91,466
外国為替取引未収収益	2,057,851	固定負債	825,145
その他の未収収益	4,131	長期未払金	697,737
未収還付消費税等	391,666	退職給付に係る負債	87,917
前払費用	141,446	資産除去債務	39,491
その他	20,421	負債合計	114,941,191
固定資産	506,446	純資産の部	
有形固定資産	93,585	株主資本	21,434,864
建物	59,876	資本金	1,115,416
車両運搬具	11,555	資本剰余金	933,630
器具備品	22,152	利益剰余金	21,205,308
無形固定資産	40,123	自己株式	△1,819,491
ソフトウェア	39,876	その他の包括利益累計額	270,715
その他	246	為替換算調整勘定	270,715
投資その他の資産	372,737	新株予約権	16,647
長期前払費用	11,592	純資産合計	21,722,227
繰延税金資産	318,784	負債・純資産合計	136,663,418
差入保証金	36,189		
その他の他	6,190		
貸倒引当金	△20		
資産合計	136,663,418		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		
トレーディング損益	10,395,225	
金融収益	95,347	10,490,573
金融費用		64,329
純営業収益		10,426,244
販売費及び一般管理費		7,386,255
営業利益		3,039,988
営業外収益		
貸倒引当金戻入額	9,734	
受取手数料	13,298	
助成金収入	5,787	
為替差益	343	
その他	5,220	34,384
営業外費用		
支払手数料	434	434
経常利益		3,073,938
特別利益		
固定資産売却益	2,709	
関係会社清算益	16,895	19,604
特別損失		
固定資産除却損	1,586	1,586
税金等調整前当期純利益		3,091,956
法人税、住民税及び事業税	976,700	
法人税等調整額	54,616	1,031,316
当期純利益		2,060,639
親会社株主に帰属する当期純利益		2,060,639

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,261,031	流動負債	99,575,304
現金及び預金	9,459,169	トレーディング商品	5,717,172
預託	75,502,094	デリバティブ取引	5,717,172
顧客分別金信託	455,000	約定見返勘定	75,282
顧客区分管理信託	73,309,110	受入保証金	75,420,106
その他の預託金	1,737,984	外国為替受入証拠金	74,570,312
トレーディング商品	15,935,551	その他の受入保証金	849,793
デリバティブ取引	15,935,551	短期借入金	7,100,000
約定見返勘定	42,782	未払金	714,796
短期差入保証金	13,952,721	未払費用	9,913,709
外国為替差入証拠金	13,731,955	外国為替取引未払費用	9,862,409
その他の差入保証金	220,766	その他の未払費用	51,300
貯蔵品	52,311	未払法人税等	475,562
未収入金	30,958	預り金	82,174
未収収益	1,781,952	賞与引当金	76,500
外国為替取引未収収益	1,777,820	固定負債	796,477
その他の未収収益	4,131	長期未払金	687,799
未収還付消費税等	385,700	退職給付引当金	75,562
前払費用	108,045	資産除去債務	33,115
その他	9,743	負債合計	100,371,782
固定資産	1,404,190	純資産の部	
有形固定資産	72,834	株主資本	18,276,792
建物	51,969	資本金	1,115,416
車両運搬具	10,734	資本剰余金	933,630
器具備品	10,131	資本準備金	657,696
無形固定資産	35,108	その他資本剰余金	275,934
ソフトウェア	34,861	利益剰余金	18,047,236
その他	246	利益準備金	1,100
投資その他の資産	1,296,247	その他利益剰余金	18,046,136
関係会社株式	1,114,436	繰越利益剰余金	18,046,136
長期前払費用	100	自己株	△1,819,491
繰延税金資産	151,725	新株予約権	16,647
差入保証金	25,814	純資産合計	18,293,439
その他の引当金	4,190	負債・純資産合計	118,665,221
貸倒引当金	△20		
資産合計	118,665,221		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
トレーディング損益	8,952,513	
金融収益	53,865	
受入手数料	74,837	9,081,216
金融費用		64,329
純営業収益		9,016,887
販売費及び一般管理費		6,262,259
営業利益		2,754,627
営業外収益		
関係会社経営指導料	9,444	
貸倒引当金戻入額	240	
助成金収入	3,428	
為替差益	3,294	
その他	451	16,859
営業外費用		
支払手数料	434	434
経常利益		2,771,051
特別利益		
固定資産売却益	2,709	2,709
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	87,175	87,175
税引前当期純利益		2,686,585
法人税、住民税及び事業税	886,149	
法人税等調整額	56,995	943,144
当期純利益		1,743,441

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安場 達哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀田 賢一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安場 達哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀田 賢一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

ヒロセ通商株式会社 監査等委員会

監査等委員 丸 茂 英 雄 ㊞

監査等委員 津 田 和 義 ㊞

監査等委員 藪 内 正 樹 ㊞

(注) 監査等委員丸茂英雄、津田和義及び藪内正樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保を確保しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金39円 総額239,976,009円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	のいち ゆうさく 野市 裕作 (1978年7月31日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 管理部長 2008年2月 当社 取締役広報部長 2012年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) 2019年4月 当社 代表取締役社長(現任)	359,000株
2	きぬがわ たかひろ 衣川 貴裕 (1978年1月6日生)	2004年5月 当社 入社 2007年5月 当社 取締役業務IT担当 2007年10月 当社 取締役管理本部担当 2008年2月 当社 取締役内部管理部長 2009年6月 JFX株式会社 取締役(現任) 2012年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) 2014年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) 2015年6月 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役(現任) 2015年6月 当社 専務取締役内部管理部長 (現任)	329,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	とも の べ ま さ あ き 友 延 雅 昭 (1967年9月23日生)	2004年3月 当社設立 取締役監査担当 2007年10月 当社 取締役内部監査担当 2008年2月 当社 取締役本部長 2008年6月 当社 常務取締役業務本部長 (現任) 2014年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役 (現任) 2015年6月 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役 (現任) 2019年4月 当社 広報部長 (現任)	527,200株
4	い し は ら あ い 石 原 愛 (1976年1月16日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 業務本部統括部長 2008年2月 当社 取締役業務部長 (現任)	409,000株
5	ま つ い た か し 松 井 隆 司 (1976年10月7日生)	2004年5月 当社 入社 2007年10月 当社 業務部長 2008年2月 当社 取締役経営企画室長 2021年4月 当社 取締役マーケティング部長 (現任)	361,800株
6	み の で し ん ご 美 濃 出 真 吾 (1981年8月4日)	2008年1月 当社 入社 2014年3月 JFX株式会社 取締役 (現任) 2014年4月 当社 管理部長 2021年6月 当社 取締役管理部長 (現任)	44,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	まるも ひでお 丸茂 英雄 (1972年9月7日生)	2008年12月 弁護士登録（兵庫県弁護士会） 2008年12月 井関法律事務所 入所 2014年7月 近畿財務局（任期付公務員） 2016年7月 神戸伊藤町法律事務所 開設 共同 代表（現任） 2017年6月 当社取締役[監査等委員]（現任）	一株
2	つだ かずよし 津田 和義 (1966年1月13日生)	1990年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所 1998年10月 株式会社稲田商会取締役 2000年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監 査法人トーマツ)入所 2003年8月 株式会社エム・エム・ティー取締役 2008年3月 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士 事務所開設 代表(現任) 2008年8月 当社 社外監査役 2016年4月 株式会社JSH 社外取締役（現任） 2016年6月 当社取締役[監査等委員]（現任） 2021年6月 株式会社中山製鋼所 社外監査役 2022年6月 株式会社中山製鋼所 社外取締役 [監査等委員]（現任） 2022年6月 大阪マツダ販売株式会社 社外取 締役（現任）	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	やぶうち まさき 藪内 正樹 (1973年10月3日生)	2001年10月 宮内法律事務所 入所 2006年6月 近畿財務局 (任期付公務員) 2010年4月 藪内法律事務所開設 代表 2010年9月 当社 社外監査役 2016年6月 当社取締役[監査等委員] (現任) 2018年4月 H&S法律事務所入所 2025年12月 オーロラ法律事務所入所 (現任)	一株

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 丸茂英雄氏、津田和義氏及び藪内正樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は丸茂英雄氏、津田和義氏及び藪内正樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 3 丸茂英雄氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役 (監査等委員) でありましたが、その在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。
- 4 津田和義氏は、公認会計士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役 (監査等委員) でありませんが、その在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
- 5 藪内正樹氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役 (監査等委員) でありませんが、その在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
- 6 当社は、丸茂英雄氏、津田和義氏、藪内正樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 7 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

株主総会会場のご案内

W大阪 2F GREAT ROOM (グレートルーム)

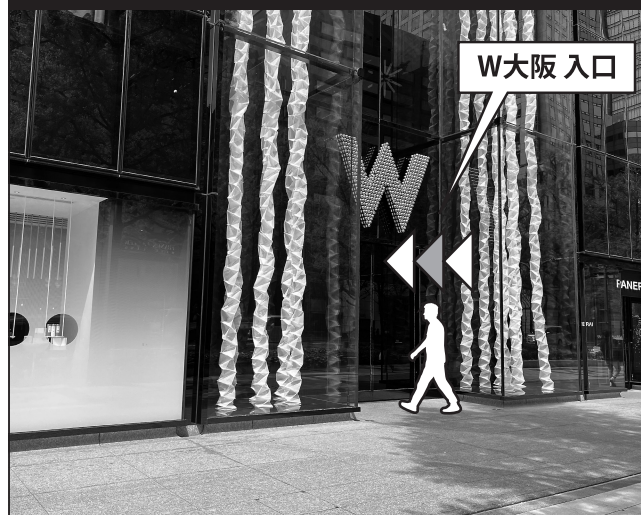


Osaka Metro御堂筋線

心齋橋駅 3番出口より 徒歩3分

〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場4-1-3



※1Fのホテル内フロント横のエレベーターより
2Fに行くことができます。

※自転車は駐輪できかねます。予めご了承下さい。
※駐車場は4時間無料ですが、
駐車台数には限りがありますので、出来るだけ
公共交通機関をご利用ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。